

## 平成 30 年度滋賀県たばこ対策推進会議 会議概要

### 1 会議開催の趣旨

滋賀県では、「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-(第2次)」に基づき、「健康しがたばこ対策指針」を策定し、「喫煙がおよぼす健康影響についての知識の普及」「未成年者の喫煙対策（防煙）」「受動喫煙防止対策」「禁煙支援」を柱にたばこ対策を推進しています。

そこで、各機関が連携して事業を推進するため、「滋賀県たばこ対策推進会議」を開催するものです。

### 2 開催日時

平成 31 年 1 月 29 日（火） 15 時 00 分から 17 時 00 分

### 3 開催場所

大津合同庁舎 7-C 会議室

### 4 会議委員

出席者 三浦委員、稲本委員、堀出委員、太田委員、岡本委員（疋田委員の代理出席）、堀井委員、久保委員、織田委員、松井委員、山本委員、葛城委員、澤委員、田中委員、窪田委員、切手委員（山下委員の代理）、中原委員

欠席者 井上委員、宮居委員

事務局 健康寿命推進課 課長 岡野、課長補佐 山田、主幹 風間、副主幹 井上

### 5 会議内容

- (1) 滋賀県たばこ対策の現状について
- (2) 各機関・団体におけるたばこ対策の推進について
- (3) 健康増進法の一部改正について（受動喫煙防止対策について）
- (4) その他

#### 【お問い合わせ先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

TEL : 077-528-3651 / FAX : 077-528-4857

E-mail : [eg0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:eg0001@pref.shiga.lg.jp)

## 議事概要

### ○開会

#### 1 あいさつ

(健康寿命推進課長)

一昨年度以来、全国的に見て滋賀県の平均寿命、健康寿命が上位にあるということで要因分析を行ってきたが喫煙率が有意な相関関係があることが明らかになったところ。また、平均寿命においては、がん、脳血管疾患の死亡率の低さが男性の喫煙率の低さにも影響していると思われる。

本県は「健康しが」として発信しているところで、長寿県として脚光を浴び、その中でも喫煙率の低さが注目されている。そもそも十数年前は高かった喫煙率だが、4本柱の取組による皆様方の御努力のもとで今の状態が実現したと考えている。「喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及」、「未成年者の喫煙防止」、「受動喫煙防止対策」、「禁煙の支援」の4本柱の取組により、たばこ対策指針を掲げて取り組んできたところである。これからも皆様と連携してより一層、啓発事業や受動喫煙対策などに取り組んでいきたい。

昨年、健康増進法の一部改正により受動喫煙防止対策の強化が図られることとなり、段階的に施行されている。子どもや病気の人などには特に配慮した内容となっており、罰則規定等が課されるのが今年7月からで、まずは子どもや病気の方がいる第一種施設がいち早く法施行され、来年4月に全面施行される。県としては完全施行に向けて周知徹底に取り組んでいるところである。

当然、法の施行に向けて本県としても対策を強化していくところであるが、国の規制のように拘束力をもってやることも大事だが、滋賀県はこれまで4本柱を掲げて自主的な取組の中で今の喫煙率の低さを実現してきたところであり、何かさらに禁煙支援の推進ができないか検討してまいりたい。

本日は、滋賀県のたばこ対策の現状を踏まえて、情報交換や意見をいただき、今後の対策につなげていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたい。

事務局：委員の出席確認および資料の確認。

会議設置要綱第5条の第3項に基づき、委員長を依頼。

(委員長)

・滋賀県は男性の平均寿命が全国1位になって、昨年、国民健康・栄養調査の結果、全国一喫煙率が低いことが分かった。またがんの死亡率も低く、これは喫煙の影響だと思うし寿命にも大きく影響していると思われる。

・一昨年末から私も取材を受けている。その時には必ずTV局にはたばこの話をするように、「たばこのことなくして滋賀県は語れない」と言ってきた。直接的な影響が大きいのはたばこですから。

・幸いに滋賀県の喫煙率は低い方だが、男性もまだ喫煙率は高い状態であり、喫煙対策は公衆衛生上は重要な対策である。

受動喫煙防止法が東京オリンピック 2020 年に向けて出されたが、日本は世界からは遅れている。今回出された法律は、厚生労働省の案からは後退した内容となっている。成立して法律に書かれたことにより対策として大きく進むと思う。県としても、この法律に魂を入れる、ということになる。この推進会議としても後押ししていかないといけない。保健所の仕事はかなり増えるのではないと思われるがやり方もまだこれからの段階であろう。滋賀県でも国体があり、健康面でアピールできるように、全国の先頭に立つようにたばこ対策への意見を出してほしい。

## 2 議題

### (1) 滋賀県たばこ対策の現状について

資料 1 に基づき事務局から説明

- ・たばこ対策の 4 本柱での取組について
- ・喫煙率の低下に伴う平均寿命への影響について
- ・「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-(第 2 次)」目標値の確認

(特に意見なし)

### (2) 各機関・団体におけるたばこ対策の推進について

資料 2 に基づき各団体等から取組状況に対する意見交換を行う

#### ●喫煙が及ぼす健康影響についての知識の普及啓発について

(委員)

・薬剤師会として出前講座を実施している。今年度は平成 29 年度より 2 回少ない状況である。出前講座の内容を見直して、聞いてもらいやすい、利用してもらいやすいようにしていくので、依頼をいただきたい。滋賀県薬剤師会のホームページでもアップしているが、禁煙対策に薬剤師を利用してほしい。

(委員長)

- ・ボランティアなのか。

(委員)

・そうである。認定禁煙薬剤師が約 100 名いる。時間と場所が合えば行かせてもらうシステムとなっている。

(委員長)

- ・100 人もいるのか。大きな力になる。どこに行くのか。

(委員)

- ・企業、事業所等に条件が合えば行く。

(委員長)

- ・働く人、中年は喫煙率が高いので、宣伝をしていただいて企業へも周知してもらえるか。

(事務局)

- ・2月6日に開催する事業所向けのセミナーにおいてもご紹介できる。また、労働局とも協力しながら職域の専門部会の関係団体からも周知させていただける。禁煙支援の項目で、当課からも薬剤師会に協力をお願いをしようと考えていたところである。

(委員長)

- ・労働局はどうか。

(委員)

- ・労働局としても受動喫煙防止対策を進めていきたい。今年は両立支援の関係で700枚、2月に3回働き方改革の説明会にて1,000枚チラシを配布する。県にも連絡して、配布させていただきたい。

(委員長)

- ・受動喫煙対策と能動喫煙対策とがある中で、たばこを吸う場所がなくなって(喫煙者に)「やめたらどうですか」とやめ方を教えていくことは大事だと思う。
- ・歯科医師会の方からTV、FM等の広報に期待したいとあるが。

(委員)

- ・県歯事業での啓発を行っている。FM放送は、「H A H A H A ! の話」でたばこの健康影響についての情報や受動喫煙防止についての啓発を行っている。県からはTVで啓発してほしい。

(委員長)

- ・広報、TV、ラジオとなると県全体に向けてやる必要もあるので、県でしっかり予算を付けてもらって広報してもらおうといい。防煙、禁煙、受動喫煙防止対策広報をぜひしてほしい。

(事務局)

- ・先ほども今年度の事業報告でお話ししたが、禁煙週間前にBBC「テレビ滋賀ぶらす1」で啓発をさせていただいたところ。健康しがの推進、という点でも県の広報課等とも協力して予算についても努力はしたい。あらゆる機会を捉えて、広く県民の皆さんに周知啓発できるTV、ラジオ等媒体を上手く活用しながら今後も啓発を行っていきたい。

(委員)

- ・薬剤師会からもあったが、薬物乱用防止教育として講演、授業で中学1、2年生に指導を行っている。2年生は覚せい剤について、1年生には学校薬剤師による喫煙防止の話をしてもらっている。国が進めているカリキュラムマネジメント、教科横断的に1つのことをいろんな教科で教えていくこととなっており、保健体育科の教師から、学活では担任からも、指導を広げて実施し

ている。私も教員をしていたが、喫煙指導は現在は皆無という状況になっている。

●未成年の喫煙（防煙）対策について

（委員）

・栗東市の全部の小学校5年生の授業一コマ担当している。25分間講義を実施し、残りの時間は断り方の練習を先生が先輩役に扮してロールプレイをする。先輩が迫ってくる時に自分で考えてどうやって断るか。3つの中学校1年生の授業にも行っており、たばこ、薬物危険ドラッグ、大麻の話をしている。最近加熱式タバコが出回っており、大麻が使える。大麻がどのように使われているのか、危険が迫ってきている。ダメというのではなく使うとどうなるかを教えている。

（委員長）

・滋賀医大の学生が近江八幡市の小中学校手分けをして薬物乱用とたばこを混ぜて教育している。毎年違う生徒が行っているのでレベルがアップしているわけではないが。

（委員）

・学校薬剤師が講義を担っている。薬物乱用防止教育の一環としてたばこの指導をしている。  
・学校教育の中でカリキュラムの確保を薬剤師のスケジュールに合わせていただき確保してもらっている。平成29年度は小学校36校、中学校6校、高校1校であったが今年度は昨年度より増えている。引き続き両面で小中高校で教育に当たっていききたい。

（委員）

・喫煙そのものは、以前と比べて特に男子生徒の場合、たばこを吸うことが不良っぽい、カッコいい、とならない。意識も減ってきている。未成年の喫煙率が減ってきているのもそういう要因と思われる。最近子どもたちがスマホやいろんな影響で集団にならない。男女平等が浸透する中で逆に女子生徒の喫煙へのハードルが下がってきている気がする。最近はどういうところで上がってくるかというと、SNSで知るところが多い。誰かの家で吸っている所、学生服で居酒屋で喫煙している写真がアップされる。分かれば指導するが、そうやってSNS等でアップすることが自分たちを傷つけることに繋がる、と指導している。以前は学校の周りやトイレなどいわゆるオープンスペースで喫煙していたので、発見して指導していたが、今は学校だけでは防止が難しくなっている。社会全体で協力して「よくない」と指導していく必要がある。

（委員長）

・未成年の喫煙率は減ってきているけれども、もしかしたら女子の喫煙率は増えているかも、ということであった。飲食店で吸っていることもありそうだ。  
・高校生はどうやってたばこを入手するのか。たばこ商業協同組合連合会の方いかがか。

（委員）

・基本的対策として、たばこ屋700店、現状においては高校生、未成年の購入ルートとしては該当しない。自販機での未成年の購入はカードをかざせば買えるが、8割はコンビニと聞いている。これは補導からの聞き取りによる情報。

(委員長)

- ・コンビニでは年齢確認をしているのか。

(委員)

- ・年齢確認はするが、ボタンを押すだけ。高校生がアルバイトをしている。子どもたちはここなら買えるという情報を持っている。

(委員)

- ・コンビニチェーン店の理事長もしている。店の店主、主人が販売する時には売らないが、バイトが販売しているときは難しい。販売におけるチェーン本部でも年齢確認する指導がされているが、対策の強化と要望をだしている。マイナンバーカードを出さないと買えなくしてしまう。法律によって飲酒もそうだが合法的手段と考えている。
- ・年齢確認は法律で明記されていることであり、すでに対策は取っている。するのは販売店者側の責務。義務を果たさないとすり抜けてしまう。

(委員長)

- ・対策でいいものはないか。

(委員)

- ・高校生に聞くとコンビニで買っていると言っている。タスポで確認してはどうか。コンビニでも。タスポは顔写真がついている。

(委員)

- ・親が子どもにカードを与える。店で顔見知りだからそもそも売ってしまう。タスポは喫煙者の30%程度の普及率。タスポは販売機で成人が買う確認のための導入であったが、9割減である。自販機購入は1割に減っている。みな対面で売ってもらえる所に行って買っている。
- ・私は全国レベルとなると難しいが、県レベルでマイナンバーカード、身分証明書を出さないと買えないようにすればよいと考えている。県内では購入する者が年齢を証明するものを出さないと買えないようにすすめたらどうかと思っている。

#### ●受動喫煙防止対策

(委員長)

- ・これまでも受動喫煙対策は進めてきているところであるが、のちほど次の議題の改正法の説明と一緒にご意見をいただくこととする。

#### ●禁煙の支援について

(委員)

- ・禁煙外来まで来る人は少ない。来る人は成功する人。禁煙外来があることすら知らない人もいる。保険制度のこと、安くやめられることとか、知らない。産業医をやっているが、各事業所の

社員に聞くが知らない。禁煙を希望される人、受動喫煙等で禁煙に気持ちが高まってきたときに、薬局の禁煙支援等で周知してもらい、企業・事業所へつなげてもらえるとういだろう。

(委員長)

- ・以前は某製薬会社がTVで禁煙の啓発をしていましたが最近見ていない。

### 3. 健康増進法の一部を改正について

資料3、資料4に基づき事務局から説明

資料9に基づき稲本委員より加熱式タバコについて説明

(委員長)

- ・罰則規定もあることから、これから違反している所を見つけた時の対応も保健所の仕事になると思うがまだ十分に決まっていない状況であるが、保健所長会からいかがか。

(委員)

- ・毎月保健所長会でたばこ対策について議論しているところである。今は県の動きに準じて対応している。各保健所それぞれにたばこ担当がいるが、今後2020年法律の一斉施行にあっては一人の担当では対応できないと思われる。従来、たばこだけではなくて食堂や食事を提供する所に対して、健康のことを考えていく中で受動喫煙防止を推奨するキャンペーンをしてきたが、たばこを独立して対応していかないといけないと個人的には考えている。健康については、子どもだけではなく成人も含めた全体の問題として所長会として突っ込んで考えていきたい。現段階では、まだ動けていない状況である。

(委員)

- ・先ほど説明した人に一つ言っておきたい。政省令がまだ出ていない段階で、現状の屋外での定義以外の定義を話していたので避けられた方がよい。7月25日に出された法改正の政省令は3月に出るのに、現行より厳しくなるような説明をされていて、定義の区分さえ行政施設の区分も出ていない中で、行政が事務をする施設がどこかもわからない、ここが第一種施設かどうか分からない状況で、先行して取り込むような説明は避けないと「そうなんだ」と先に走ってしまうことになる。はっきりしてから「そうだ」と言ってほしい。
- ・もう一つ最初の説明で、臭いがあれば受動喫煙の可能性がある、という発言があったが科学的知見による根拠に基づいていない。御承知のとおりまったくという意味あいではない。室内における部分と、一定程度離れている屋外の喫煙所では希釈されるのである程度抑えられるから特定屋外喫煙場所が第一種施設で認められている。においと受動喫煙を考えると、一部は含まれるかもしれないが、においは香害になると考えている。そうでないと全く吸えなくなる、ということになる。においと煙は区別させたほうがよい。

(委員長)

- ・たばこの煙を吸わない対策ということで。

(委員)

- ・何もなければおわないわけで、屋内の喫煙室については法律どおりに対応すべき。
- ・資料4に加熱式タバコは当分の間の措置として書かれているが、いつか法律改正の可能性もなくはないかもしれない。飲食店で喫煙専用室を作ろうと考えられているかもしれないが、国が違うが、スペインでは4～5年後に完全屋内禁煙になった。新規の飲食店は禁煙専用室を作れないが、今から作る場合は、技術的にもかなり高いハードルがあるし、労働局の方はご存じだと思うが、高いお金を投じて使えなくなるのはもったいない。第二種施設はよく考えてほしい。

(委員長)

- ・新しく開店されるお店では原則屋内禁煙となっていく。若干、加熱式たばこの喫煙室に成人であれば入れる、従業員も入れる、いいのかなと考える。
- ・都道府県によっては、もう少し厳しい条例を作っている。東京都とか。足りない部分は条例を作っていけばよいと思うが、県は次年度、たばこ推進会議の下に部会を作って、そこで具体的に考えていくことになっているとの報告であるから、そちらの方で県独自の条例を含めて検討されればよいだろう。足りないところは条例でカバーする。東京都は妊婦、子どもが乗っている車の中の規制や、経営者が従業員を雇っている飲食店なら屋内禁煙としている。厚生労働省のものとの考え方に近い。
- ・健康を前面に出して滋賀県としては検討してほしい。

(委員)

- ・意見というかお願いがある。小中学校の場合、たばこに近づく環境として家庭環境がある。家庭環境に大きく左右される。保護者と接触し出会うのが学校。できるだけ子どもだけでなく保護者に対しても啓蒙をしていきたい。保護者へのキャンペーンとして学校からの発信を後押ししてもらえ取組をしてもらえるとありがたい。学校から保護者に周知できるようなチラシ等検討してほしい。

(委員)

- ・地域の子どもたちをみている。今回、きちんとした施設は法律で決められているが、地域の祭りや集い、自治会館なり近隣の施設を使う。そこは野放し状態。お父さん、おじいちゃん、おじさんおばさん、決まった施設ではきちんと理解していて吸わないが、地元の玄関の入り口で子どもが通るところで喫煙されている。地域の生活場面も踏まえてもらえないか。生活に密着したいわゆる物理的というか、場所、という設定が必要と思う。喫煙室が全然ないことに疑問を感じている。分煙室をつくる助成金を地域に流してもらえ制度がほしいと思う。大人も楽しくなってしまう、子どものことを忘れてしまう。最近はお母さん方が「ここでは吸わないで」「妊婦さんがいるでしょ」、と言葉に出してくれるようになりずいぶん環境が変わってきている。

(委員)

- ・この会議の設置要綱にあるように、禁煙を進めることだけが主題になっている印象を受ける。本来は分煙について分けていくことが大事。喫煙が可能な場所には望まない受動喫煙を防ぐためには非喫煙者の保護のために近寄らせない措置をとる。ここは吸ってはダメ、近づきにくい場



所、隅っこの方、そういう場所に喫煙者が集まる喫煙所を作る。そうすれば望まない受動喫煙が減少する。そういった措置も含めて進めていくことが望ましい。

(委員長)

・この会議は受動喫煙のことを考える、本人の喫煙のことも考えないといけない、健康面から両方の立場を考える会議であり、分けて考えないといけない。

#### 4 その他

資料10に基づき、次年度の対策として受動喫煙防止対策の強化について、「健康しがたばこ対策指針」の見直し検討等について事務局より説明

(委員長)

・受動喫煙防止対策の強化については、具体的には、部会で検討していくとのこと。法が改正され受動喫煙防止対策が大きく進むと思われる。法律の力は強い。健康しがを進めるためにみなさんと連携して取り組む必要がある。

○閉会